

## 31

## 「他に相続人はない」旨の証明書の意義

「他に相続人はない」旨の証明書は、相続による所有権の移転の登記において、相続を証する公的な資料が得られないとき、その真実性を補充するための、次善の措置と考えられます。

- 1(1) 遺産分割協議が有効に成立するためには、「相続財産」の範囲が確定し、共同所有関係が成立していることが必要ですが、「共同相続人の範囲」が確定していることが、その前提と考えられます。
  - (2) この共同相続人の範囲は、戸籍、除籍の謄本によって確定されるのが通常ですが(不登令別表二十二)、これらが保存期間の経過(戸規5・88)(現在は平成22年法務省令22号改正によって150年とされていますが、以前は80年とされていました。)等によって取得することができない場合が多いと考えられます。
  - (3) このような場合、「廃棄処分により除籍の謄本は交付できない」旨の市町村長の証明書(109参照)とともに「他に相続人はない」旨の共同相続人全員の証明書(印鑑証明書付)を補充資料として提供を求めているのが登記実務です(昭44・3・3民事甲373、昭55・2・14民三867、昭58・3・2民三1311)(108参照)。このような取扱いは除籍が戦災によって焼失した場合(109参照)も同様と思われます。
- 
- 2(1) この取扱いの趣旨は、除籍謄本を入手できない場合でも、共同相続人は、被相続人の身分関係を最もよく知り得る立場にあるので、その者の証明によって、身分関係の真性を担保する点にある

と解されます。

- (2) しかし、共同相続人も、被相続人の身分関係を「確信」を持って証明できないとして、この提供を拒否する例も考えられます。例えば、いわゆる兄弟姉妹（103参照）の相続において、他に兄弟姉妹が存するか否か、自己の出生以前の事情は知ることができない等を理由とする場合が見られます。

- 3(1) この場合、遺産分割協議によって、所有権を取得した者は、他の共同相続人に対して、自己に所有権が属する旨の確認訴訟をし、その確認判決を、相続を証する情報として提供する方法も考えられます。

しかし、この方法は、時間がかかる上にあまり意味はないと考えられます。他の共同相続人は遺産分割協議の結果に異議はないと考えられるからです。

- (2) そこで、この証明は、共同相続人間で客観的資料に基づくものではなくとも、「他に相続人がいる」という「認識を有していない」という認識で作成されたもので足りると考えます。このとき、その前記2(2)のような「事情」をも証明書中に含めるのが相当と考えます（登研717号182頁）。除籍謄本が入手できないのは、相続人に原因があるのではなく、この証明がないとして登記申請を却下（不登25九）するのを回避すべきものとするからです。

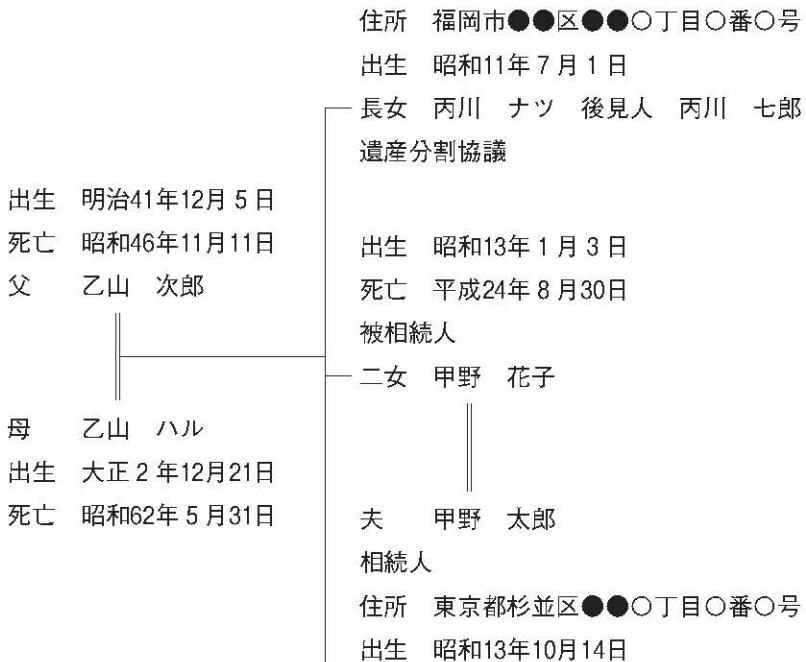
## 103

## 兄弟姉妹が相続人となる例

- 1 本例は、被相続人に子がなく配偶者と兄弟姉妹を相続人と認定する例です。

## 被相続人 甲野花子 相続関係説明図

最後の本籍 福岡県春日市●●●町○丁目○番地○  
 最後の住所 東京都杉並区●●○丁目○番○号  
 登記簿上の住所 東京都杉並区●●○丁目○番○号



—	住所 福岡市●●区●●○丁目○番○号 出生 昭和15年1月15日 長男 乙山 三郎 遺産分割協議
—	住所 福岡市●区●○丁目○番○一○号 出生 昭和17年2月15日 二男 乙山 四郎 遺産分割協議
—	住所 東京都東村山市●●町○丁目○番地○ 出生 昭和19年2月2日 三女 丁崎 アキ 遺産分割協議
—	住所 福岡県久留米市●●町●●番地○ 出生 昭和22年9月3日 三男 乙山 五郎 遺産分割協議
—	住所 福岡市●●区●●○丁目○番○号 出生 昭和24年11月11日 四男 乙山 六郎 遺産分割協議

## 2 後掲戸籍①から判明する事項

- (1) 戸籍①はコンピュータ化によって、平成8年11月30日に編製され、現在に至っています。
- (2) 被相続人「花子」が死亡した事実と、配偶者「太郎」が存する

ことしか判明しません。

よって、後掲戸籍②が必要となります。

### 戸籍①

		(2の1)	全部事項証明
本籍 氏名	福岡県春日市●●●●町○丁目○番地○ 甲野 太郎		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成8年11月30日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製		
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和13年10月14日 【父】(略) 【母】(略) 【続柄】(略)		
身分事項 出生	【出生日】(略) 【出生地】(略) 【届出日】(略) 【届出人】(略) 【送付を受けた日】(略) 【受理者】(略)		
婚姻	【婚姻日】(略) 【配偶者氏名】乙山花子 【従前戸籍】(略)		
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成24年8月30日		
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和13年1月3日		

除 籍	【父】 乙山次郎 【母】 乙山ハル 【続柄】 二女
身分事項	【出生日】 昭和13年 1 月 3 日 【出生地】 福岡県福岡市 【届出日】 昭和13年 6 月 8 日 【届出人】 父
出 生	
婚 姻	【婚姻日】 昭和41年 3 月10日 【配偶者氏名】 甲野太郎 【従前戸籍】 福岡県浮羽郡●●●町大字●●● 番地○ 乙山次郎
死 亡	【死亡日】 平成24年 8 月30日 【死亡時分】 午後 1 時22分

以下次頁

(2の2)

全 部 事 項 証 明

	【死亡地】 東京都新宿区 【届出日】 平成24年 8 月31日 【届出人】 親族 甲野太郎 【送付を受けた日】 平成24年 9 月 5 日 【受理者】 東京都杉並区長
	以下余白

## 3 後掲戸籍②から判明する事項

(1) 昭和46年 8 月 6 日転籍によって編製され、コンピュータ化によ

って平成8年11月30日に消除され、改製原戸籍となっています。

- (2) 記載の内容は前掲戸籍①と同様ですが、転籍による戸籍では、例えば除籍された子や、養子縁組事項、子の認知事項は移記されないので(戸規37)、被相続人「花子」の身分関係を認定することはできません。

よって、後掲戸籍③が必要となります。

戸籍②

改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成八年十一月三十日消除 ㊦

本籍	春日市 福岡県築紫郡春日町●●●●町○丁 目○番地の○		氏名	甲野太郎	
	昭和四拾六年八月六日福岡市●●		団地○番地から転籍届出 ㊦		
出生事項 (籍)	父	七〇〇	〇〇	〇	男
婚姻事項 (籍)	母		〇〇		
	夫	太郎			
	出生	昭和拾参年拾月拾四日			

昭和拾参年壹月参日福岡市で出生同年	父	乙山 次郎	式 女
六月八日父届出人籍 ㊦	母	ハル	
昭和四拾壹年参月拾日甲野太郎と婚姻	妻	花 子	
届出浮羽郡●●●町大字●●●番地の○			
乙山次郎戸籍から入籍 ㊦			
	生 出	昭和拾参年壹月参日	

4 後掲戸籍③から判明する事項

- (1) 昭和41年3月10日婚姻によって編製され、転籍によって消除され除籍となっています。
- (2) 「花子」の生年月日と戸籍の編製日を考慮すると、やはり、「花子」の身分関係を確定することができず、「花子」の婚姻前の戸籍が必要となります。婚姻前の戸籍は同人の身分事項欄に記載されています。

よって、後掲戸籍④が必要となります。

戸籍③

除 籍
-----

本 籍	福岡市●●●団地○番地 ●●●町●●●番地	氏 名	甲 野 太 郎
婚姻の届出により昭和四拾壹年参	籍届出同月拾日●●●町長から送	月拾日夫婦につき本戸籍編製 ㊦	付消除 ㊦



昭和四拾六年八月六日筑紫郡●●●			
町●●●●町○丁目○番地の○に転			
出生事項 籍	父	七〇〇 〇〇	
婚姻事項 籍	母		〇〇
	夫	太 郎	
	出 生	昭和拾参年拾月拾四日	
昭和拾参年壹月参日福岡市●●●●町		父	乙山次郎
○番地で出生父乙山次郎届出同年六月八日受附入籍 ㊦		母	ハル
昭和四拾壹年参月拾日甲野太郎と婚姻届出浮羽郡●●●●町大字●●●○番地の○乙山次郎戸籍より同日入籍 ㊦		妻	花 子
	出 生	昭和拾参年壹月参日	

5 戸籍④から判明する事項

- (1) 昭和24年11月21日「六郎」の出生届を事由として、新法に適合するため編製され、子が各々婚姻により除籍された後、妻「ハル」が死亡したので、昭和62年6月3日消除され、除籍となったもの

です。滅失の虞あるため再製されていますが、この点の理解は前述（98参照）のとおりです。

- (2) 「花子」の出生年月日と、戸籍編製日とを考慮すると、「花子」には、婚姻前に子は存しないと認定でき、父「次郎」母「ハル」も既に死亡していることが認定できます。
- (3) そうすると、配偶者と兄弟姉妹が相続人となると考えられますが、戸籍④からは兄弟姉妹の存否を確定することはできません。「ナツ」「三郎」「四郎」「アキ」「五郎」「六郎」が兄弟姉妹であるとは確認できますが、父母である「次郎」「ハル」に婚姻前に子があるときは「花子」の半血の兄弟姉妹となる可能性がありますし、また、「ナツ」以下の兄弟姉妹の「花子」死亡時の生存を確認することができないからです。
- (4) よって、この戸籍からは、相続人を確定的に認定することはできません。それ以前の戸籍⑤⑥が必要となりますが、「次郎」の身分事項欄にその戸籍の表示が記載されています。

戸籍④

除	籍
---	---

1

本 籍	福岡県浮羽郡●●●町大字●●○番 地の○	氏 名	乙 山 次 郎
出生の届出により昭和貳拾四年拾		拾九年拾貳月四日本戸籍再製	
壹月貳拾壹日父母につき本戸籍編製		印	
印		昭和六拾貳年六月參日消除	
滅失の虞あるため命により昭和参		印	
明治四拾壹年拾貳月五日浮羽郡●●●村		父	乙 山 七 郎
大字●●●○番地で出生父乙山七郎届出同		参	

月拾壹日受附人籍 ㊦	母	三木	男			
東ハルと婚姻届出昭和拾壹年七月八日	夫	次郎				
受附 ㊦						
昭和貳拾四年拾壹月貳拾壹日浮羽郡						
●村大字●●○番地乙山人戸籍より入籍 ㊦						
昭和四拾六年拾壹月拾壹日午後拾時五拾五分福岡市で死亡同月拾参日同居の親族乙山ハル届出同月拾八日同市長から送付除籍 ㊦	生	明治四拾壹年拾貳月五日				
昭和拾壹年七月八日乙山次郎と婚姻届出船屋郡●●町大字●●○番地東九郎戸籍より同日入籍 ㊦	父	東九郎	貳			
昭和貳拾四年拾壹月貳拾壹日夫とともに入籍 ㊦	母	ノブ	女			
昭和四拾六年拾壹月拾壹日夫次郎死亡 ㊦	妻	ハル				
昭和六拾貳年五月参拾壹日午前参時四拾分糟屋郡●●町で死亡同日親族乙山六郎届出同年六月参日福岡市中央区長から送付除籍 ㊦						
出生事項 ㊦				父	乙山次郎	長
入籍事項 ㊦				母	ハル	女
婚姻除籍事項 ㊦	生	大正貳年拾貳月貳拾壹日				
	出	ナツ				

	生 出	昭和拾壹年七月壹日
--	-----	-----------

2

昭和拾参年壹月参日福岡市●●●●●●●● 町○番地で出生父乙山次郎届出同年六月 八日学附入籍 ㊦	父	乙山 次郎	式	山 乙 郎 次
昭和式拾四年拾壹月式拾壹日父母に随 い入籍 ㊦ 甲野太郎と婚姻夫の氏を称する旨届出 昭和四拾壹年参月拾日福岡市長受附同月 拾式日送付福岡市大字●●●●○番地に新戸 籍編製につき除籍 ㊦	母	ハル	女	
出生事項 ㊦ 入籍事項 ㊦ 婚姻除籍事項 ㊦	父	乙山 次郎	長	三 郎
婚姻除籍事項 ㊦	母	ハル	男	
出生事項 ㊦ 入籍事項 ㊦ 婚姻除籍事項 ㊦	父	乙山 次郎	式	四 郎
婚姻除籍事項 ㊦	母	ハル	男	
	生 出	昭和拾参年壹月参日		
	生 出	昭和拾五年壹月拾五日		

				出生	昭和拾七年貳月拾五日
出生事項(籍)		父	乙山 次郎		参
入籍事項(籍)		母	ハル		女
婚姻除籍事項(籍)		アキ			
				出生	昭和拾九年貳月貳日

出生事項(籍)		父	乙山 次郎		参
入籍事項(籍)		母	ハル		男
婚姻除籍事項(籍)		五郎			
				出生	昭和貳拾貳年九月参日
出生事項(籍)		父	乙山 次郎		四
婚姻除籍事項(籍)		母	ハル		男
		六郎			

郎次 山乙

出生	昭和三十七年三月一日
~~~~~	

## 6 戸籍⑤⑥から判明する事項

- (1) 戸籍⑤は大正7年12月18日「八郎」の家督相続届によって編製され、昭和37年3月1日に改製によって消除され、改製原戸籍となっています。

なお、再製については前述（98参照）のとおりです。

- (2) 「次郎」はこの戸籍中「弟」と記載され、昭和17年1月20日分家届により除籍されています。妻「ハル」は戸籍⑤が編製されてから婚姻によって入籍し、子「ナツ」「花子」「三郎」が出生していることが判明します。

なお、「三郎」は、養子縁組によって、除籍されています。

- (3) しかし、「次郎」が分家により除籍されるのと同時に、これに伴い「ハル」や子は除籍され戸籍⑥が編製され、子「四郎」が出生しています。

- (4) その後戸籍⑥で、「次郎」は昭和18年8月18日廃家届の上、家族と共に再び戸籍⑤に親族入籍しています。親族入籍後、「三郎」が養子離縁して復籍し、「五郎」が出生しています。

- (5) 一方前記(2)のように「ハル」は、「八郎」が戸主になった後、「次郎」と婚姻により入籍しているので、「ハル」に婚姻前の子が存するか否か確認することはできません。よって、「ハル」の婚姻前の戸籍⑦が必要となります。